

1942年日泰文化協定をめぐる 文化交流と文化政策

加 納 寛

はじめに

今回の特集「アジア文化交流」について考える場合、まず「文化交流」とは何かを確認しておく必要がある。

「文化交流」研究は、人文系研究者が好む「比較文化」的研究の流れ以外に、社会科学からの国際関係論からのアプローチ、すなわち「文化交流政策」研究の流れが顕著である¹。これは、「文化」が「国家のアイデンティティの表現」であるとされ、近代国民国家を基盤とした国際関係の中で、「文化」的国際関係も必然的に生じてくるためである [Mitchell 1990: 5]。本稿では、この「文化」的国際関係を「文化交流」であると考える。こうした「文化交流」のうち、政府機関の実施するものに限定して「文化外交 (Cultural Diplomacy)」 [Mitchell 1990: 6] と表現されることもある。このような行政面での「文化交流」は、「対外文化事業を通して、自国文化に対する理解、諸外国との相互理解を深めることにより、友好親善を増進」するものである [外務省文化事業部編 1972: 3]。「文化外交」は、相手国に対して「好ましいイメージを与え、それを印象づけ、外交活動全体を容易にすること」を目的とし、背後には政治的・経済的な目的が潜んでいる場合がある [Mitchell 1990: 8]。この「文化外交」は、「二国間であろうと多国間であろうと、文化交流活動の承認、促進、企画のために政府間で締結された協定に適用される」ものである [Mitchell 1990: 6]。政府間の「文化交流」を観察する際に、こうした「文化協定」に着目すれば、関係国間

の「文化交流活動」の基盤を考察する一助になる³。

このような政府による「文化交流」は、「国内」における文化政策との対比のもとで「対外文化政策 (Foreign Cultural Policy)」と表現されることもある [Mitchell 1990 : 14]³。

近代国民国家成立の前提として「国民」の文化的一体性が重要視される以上、近現代の国民国家体制の中で国民の文化的統合を図る国内における文化政策 (Cultural Policy)⁴を軽視することはできない。こうした国内における文化政策についての研究も、近代国民国家に不可欠な国民の文化的統合の観点から進められつつある⁵。

しかし、本来表裏一体の関係にあるはずの「対外文化政策」と「国内文化政策」との関係については、有機的にその相互作用の具体的実態が分析されることはほとんどない。その理由としては、おそらく①対外文化政策研究が国際関係論からのアプローチによって主に担われているために国内政策としての対内文化政策はその視点から脱落する傾向にあること、逆に国内文化政策研究は国民の文化的統合に焦点を合わせるためにその国外へのイメージの投影・発信については視点から脱落する傾向があること、②国内文化政策を管轄する政府機関と対外文化政策を管轄する政府機関とが通常別個であること、そしてその分担は研究活動においても反映されることがあること、また③対外文化政策は相手国との関係性の中で捉えられるべきものであり一国的な観点からのみでは研究が難しく、当時者両国の対内文化政策と両国間の対外文化政策の絡み合いという少なくとも3つの次元に分散する対象を統合して分析していくのは困難であることなどが挙げられよう。

本稿では、近代アジアにおいて植民地化が進んでいった時期に独立を保ち、少なくとも表面的には対等な政府間の「文化交流」が可能であったと考えられる日本とタイとの文化交流のあり方の一端を、文化協定の分析を通して、両国それぞれの国内文化政策との関連性も視野に入れながら観察する⁶。これにより、政府による文化交流と国内文化政策との関連を考え、

日・タイ両国間の文化交流をそれぞれの歴史の中に位置付けなおしていきたい。

日タイ両国間の文化協定は、第2次世界大戦中の1942年と国交中断後の1955年との2度にわたって締結されている。本稿では、これら2つの文化協定のうち、1942年協定を取り上げ、その締結前後の時代背景の推移の中で、両国の政治的関係および文化交流において、そして両国各自の政治情勢および文化政策において、本協定がどのような意義をもっていたかを考えていく。すなわち、①日本側の文化協定締結の意図、および日本国内の文化政策との関連のあり方、②タイ側の文化協定締結の意図、およびタイ国内の文化政策との関連のあり方、③日・タイ両国間の文化協定締結に対する意図の差異、またそこから生じる温度差が問題となる。

1942年日泰文化協定については、市川[1994]が戦時日本の「大東亜共栄圏」に対する文化政策の一環としての視点から、日泰文化協定よりもむしろバンコクに建設された日本文化会館に焦点を合わせ、主に在バンコク日本文化会館初代館長となった柳沢健の回想録などに依拠して、日本文化会館の顛末とそれをめぐる「異文化摩擦」について論じている。また Thamsuk [1976], Thamsook [1977,1978]⁷, Charnvit [1974], 吉川 [1982], Reynolds [1993], 岸本 [1995] なども、第2次世界大戦期の日タイ関係を論じる上で1942年日泰文化協定に触れている。

本稿では、こうした業績を踏まえながら、日本国外務省外交史料館文書や、タイ国立公文書館文書を主資料として、分析を進めていく。

以下、1942年日泰文化協定をめぐる、まず当時の日本における文化政策の状況を、次にタイにおける文化政策の状況を観察した上で、日タイ間の文化協定締結にいたる経緯を追い、1942年協定の文化政策的な特徴を把握するとともに、1942年日泰文化協定をめぐる日タイ間の文化交流と日タイそれぞれの文化政策がどのようにからみあっていたかを考えていきたい。

1, 日本の文化政策

(1) 国内文化政策

戦前における日本の文化政策は、美術を中心とした「芸術」文化に関する政策と、文化財保護に関する政策が、互に関連性をもたぬままに別個に進行していたといわれる [根本ほか 1996 : 22,26]。

しかし 1937 年以降は、戦時色の強まりとともに芸術を含む文化一般は政府から強い規制を受けたという [根本ほか 1996 : 26]。

当時、日本では、満州事変をきっかけとしてナショナリズムが高揚し、天皇機関説が否定されるなど、学問・思想・言論に対する統制が強化されていた。政府の文化統制方針が強化されるとともに、1938 年には国家総動員法が制定され、1938 年から 40 年にかけては生活のゆとりの部分である「贅沢」に対して生活統制が集中していった [寺出 1994 : 177-181]。1938 年 6 月の商工省による綿製品の統制、1939 年 6 月の国民精神総動員中央連盟による遊興営業の時間短縮、ネオン全廃、贈答廃止、学生の長髪禁止、パーマメント廃止などを内容とした「生活刷新案」の決定、40 年 7 月の「奢侈品等製造販売制限規則」の制定などがそれにあたる [寺出 1994 : 178-179]。1940 年以降は、次第に多くの生活必需物資が配給統制されることになり、生活統制の対象は奢侈品からより生活の基礎的な部分へと向かっていった [寺出 1994 : 181-183]。服飾についても、1939 年に「国民被服刷新委員会」が結成され、1940 年には「戦時常用服」である男性用の国民服の制定がなされている [柏木 1998 : 66]。また、女性に対しても 1941 年に「婦人標準服研究会」が設置され、42 年厚生省によって標準服のデザインが決定されている [柏木 1998 : 67]。

このような生活統制、文化統制を、政府や国民組織結成運動の文化政策担当者たちはどのように理論付け、文化政策の中に位置付けていただろうか。

1940 年に結成された大政翼賛会の文化部長となった岸田国土は⁸、大政翼賛叢書の 1 冊として発行されたパンフレット『文化の新体制』の中で、

「文化」とは「贅沢な慈善行為や、毒にも薬にもならぬ仕事」ではなく、「国民全体の日常生活」の「心構へと方法」こそが「文化」であるという〔岸田 1940:2〕。そして、「文化が健全に進むにつれて国民の生活が向上し、それによつてまた物心両面ともに国力が増大」し「経済翼賛の実をあげると共に、上下一体、文化翼賛の美果を結ぶところに国防国家の力強い体制が完成されて行く」という〔岸田 1940:3-5〕。文化は国民から遊離した行為であってはならず国民の日常生活そのものであり、文化政策は、経済統制の中で生活の向上を図り強力な国家体制を完成する装置であると読める。

岸田とともに新体制運動を推進し、国策研究機関である昭和研究会において活動した哲学者三木清は、1940年12月に「文化政策論」を『中央公論』に発表した。この中で、三木は、国民の士気作興に関する政治の心理的問題に文化政策の持つ役割が大きいことを指摘している〔三木 1940:5〕。また、物質的貧困に耐えながらも心を裕かにするのが文化政策であると説く〔三木 1940:6〕。その意味で、文化は公共性と協同性をもち広く国民のものとなることが必要で〔三木 1940:10〕、秩序への意志をもった文化統制＝文化計画を総合的統一的に展開することを切望している〔三木 1940:13〕。文化政策の目的を、国民の士気を高め、物質的貧困に負けない心理的余裕を確保しようとすることに求める見解は、岸田のものと重なりあっている。

しかし、岸田も三木も新しい「日本文化」の具体像を描き出してはおらず、これが国内文化政策であるといいうるとすれば、それは国民の文化的統合を目的とした具体的な「日本文化」の国民国家体制内での再定義であるというよりは、政府による国民の生活統制の心理的援護手段であり、国民の奢侈の否定、戦時生活・窮乏生活への適応化促進を目的とするものであったと見ることができよう。このように、当時の日本の国内文化政策は、国力と政府に余裕があった時代には国民の生活と遊離した芸術や文化財保護が念頭に置かれ、また国力に余裕がなくなると国民の生活に密着した生活統制の心理的援護手段としての地位しか与えられなかったのである。三

木が「文化政策と称するに足るものが殆ど全く存在しなかった」と嘆くように [三木 1940: 4], 日本政府の国内文化政策に対する熱意は低く, 文化政策は貧困であったといえよう。

(2) 対外文化政策

では, 当時の日本政府の対外文化政策についてはどうであろうか。

日本は, 第 1 次世界大戦における宣伝戦への立ち遅れへの反省から 1921 年外務省情報部を設置し, 「宣伝的文化事業の経営及補助」をその職掌の一部とした [外務省百年史編纂委員会 1969: 1028-1038]。1923 年「対支文化事業特別会計法」を制定し, 外務省の外局として「対支文化事務局」を置いて中国に対する文化事業を実施した [河村 1967: 80, 82]⁹。この対支文化事務局は, 1924 年に縮小されて亜細亜局文化事業部となり¹⁰, 1927 年には外務省文化事業部となった。1930 年代中頃からは, 日本政府は対中国のみに限定されない国際文化事業を実施する機関を整備している。1934 年に組織された国際文化振興会や¹¹, 1935 年に新設された対中国に限定されない国際文化事業を管掌する文化事業部第 3 課がこれである¹²。

このような中, 外務省文化事業部は, 1938 年 11 月 13 日に小冊子『外交の新しい指標: 文化協定の話』を出版し, 文化協定の意義について語っている¹³。それによれば, 「新文化の創造を以て東亜を安定し, 世界の進運に寄与」することの必要性を説き [外務省文化事業部 1938: 3], 文化の紹介は「国威の発揚のため」の「効果ある確実な方法」であり [外務省文化事業部 1938: 9], 「文化の威力を無視して今日の外交を語ることは出来」ないとして [外務省文化事業部 1938: 10], 対外文化政策の重要性を謳っている。文化協定は「国民の間の文化関係を増進するための国家が結んだ約束」であり [外務省文化事業部 1938: 15], 文化宣伝や文化侵略のみではなく相互の文化の協力交換による文化の進運に資するものであることが説かれている [外務省文化事業部 1938: 30-33]¹⁴。その 2 日後の 11 月 15 日には, 日本は初めての文化協定をハンガリーと締結し¹⁵, 続けて同月 25 日に

ドイツと¹⁶、1939年3月にイタリアと、1940年3月にブラジルと、1942年10月28日にタイと、1943年2月にブルガリアと、それぞれ文化協定を締結した¹⁷。ただし1942年11月には、外務省文化事業部は「戦時下不急の事業」として廃止されている〔河村1967:95〕。

国内文化政策の消極性に比較して、より積極的な対外文化政策を展開しようとしている様子が観察できる。

2、タイの文化政策

(1) 国内文化政策

タイでは1938年から44年にかけて、ピブーン首相の指導の下、強力な国内文化政策が進められていった。ピブーンは、総理大臣、国防大臣、内務大臣、そして最高軍司令官を兼任して政治権力を一身に集中させ、国家の「指導者 (phū nam)」として、「国家建設 (sang chāt)」を合言葉に国家主義・全体主義によるタイの近代化をはかった。

ピブーン政権は、1893年以来懸案になっていたフランスとの領土抗争について、第2次世界大戦の勃発によってフランスの国力が衰えるとともに交渉を再開した。1940年11月には両国間に国境紛争が生じたが、1941年5月に日本の調停によりタイ仏両国は平和条約を締結した。その結果、タイは、仏領インドシナから失地を回復することに成功した。当時宣伝局においてラジオ放送を担当していたサン・パッタノーチャイの回想によれば、対仏紛争時には多くの政府支持の手紙が宣伝局に寄せられたという〔Sang 1956:245-246〕。ピブーンのブレインとして活躍するウィットは、タイ近隣諸国に住む「タイ系民族」等をタイ国に統合すべきだとするタイ民族統一主義「汎タイ運動 (Pan - Thai Movement)」の思想的バックボーンとなり「失地回復運動」にも貢献した〔カモン1988:34〕¹⁸。この民族主義の基盤となるこの民族的近親性は、「文化」から判断されるものであり、ここでも文化は政治的に重要な役割を果たしたことになる。

ピブーン政権のいう「国家建設」とは、1941年6月14日に出されたピブーンの声明によれば、「世界の文明国の列に加わるための新改善建設」であり [Krom Khōtsanākān 1942:38]、具体的には、「国家の人民が、まずよい市民と」なること、すなわち「よき文化」、「よき道德」、「よき健康」を持ち、「よく整った服飾をし、よき住居を持ち、そしてよき生活を持つということ」が重要であるとされる [Krom Khōtsanākān 1942:38]。以上の説明によれば、「国家建設」とは結局、列強国の仲間入りをする目的のために「文化」・「文明」を身に付け国力を増強しようとする運動のことに他ならない¹⁹。この文化政策観は、日本の岸田、三木らの見方に共通する。ただし、ピブーン政権は、日本の場合と異なり、生活に密着した明確な「文化」の具体像を次々に呈示していくことになる。

こうした「文化」建設政策の一環として、1939年6月24日から1942年1月28日にかけて12回にわたり、「ラッタニヨム²⁰」と呼ばれる一連の総理府告示が公布されていった。その内容は、国家の名称、国歌の制定、国産品の愛用、言語、そして個人の服飾や日課など、国家レベルのものから国民個人人の日常生活の規制にまで及ぶ、きわめて幅広い範囲にわたっている²¹。しかし、その内容は、いずれも国民国家の基礎としての「文化」を創出あるいは「建設」するための具体的方法であるという共通項を持っていた。ラッタニヨムは、国家的な規模による国号の改称をはじめ、個人束縛的な生活の規制にいたるまで、「タイ国民」の一体性を堅持し、国益に対する国民の協力を確保し、国家への忠誠心を創出し、そして「文化」・「文明」を生成し、「国家建設」の目的に向けて動員するための政府の「文化」政策であったといえよう。

この他にもラッタニヨムを補完するために、官報や政府のパンフレットには「文化」の高揚のための指導に関する法令・告示・談話がたいへん多く見られる。

こうした傾向の中で、これらの法令群の核をなしているのが、「国家文化 (Watthanatham hæng Chāt)」という語をその題名に用いたいくつかの法で

ある。こうした法のうち最初のもは、1940 年 10 月 15 日に公布された「仏暦 2483 年国家文化育成法」である。この第 4 条では、「タイ人民は、国家文化にしたがって行動する義務があり、よい慣習にしたがった文化を保護し、また時代に従ってよりよく改善育成するよう協力することによって、タイ民族の繁栄進歩を支援しなければならない」とある²²。「文化」の具体像については、第 5 条に次の規定があり、ピブーン政権の想定した「文化」のイメージが浮かび上がる。

- 1, 公共の場所もしくは公衆の面前に現れる場合での服飾、品行と礼儀において整然と秩序だっていること。
- 2, 職務実施方法に関して能力と礼儀を有すること。
- 3, タイを愛好すること²³

また、この法は、「文化は、民族の繁栄においてたいへん重要な部分である。民族が繁栄するか否かは、民族の個々人が文化を有する人になるか否かにかかっている」という趣旨の「国家文化」の重要性に関する付記をもつ²⁴。

こうした流れを受けて、1942 年には「国家文化」に関する数多くの法令が出現していく。

1942 年 4 月 28 日には、「仏暦 2485 年国家文化育成法（第 2 版）」が公布されている²⁵。この法は、「仏暦 2483 年国家文化育成法」の第 5 条、すなわち「文化」の細目についての項目を改正したものである。「自己の行為および家庭に対する行為において整然と秩序だっていること」とする第 2 項の新設により、とりあえず主に公共の場所に限られていた「文化」の規制は、個人の領域にまで踏み込むことになった²⁶。

1942 年 9 月 29 日には、「仏暦 2485 年国家文化法」が公布される。第 6 条に示された「国家文化」の諸項目については、国家文化育成法に挙げられた 3 項目が次の 7 項目に増大している。

- 1, 公共の場所もしくは公衆の面前に現れる場合での服飾, 品行と礼儀において整然と秩序だっていること。
- 2, 自己の行為および家庭に対する行為において整然と秩序だっていること。
- 3, タイ民族と仏教の榮譽をもたらす行為において整然と秩序だっていること。
- 4, 職務実施方法に関して能力と礼儀を有すること。
- 5, 民衆の精神と道徳の繁栄結実。
- 6, 文学と芸術の繁栄発展。
- 7, タイを愛好すること²⁷

この第6条にしたがって、結婚式などの儀礼や服飾、夫婦関係といった民衆の私生活の細部にいたるまで、「国家文化」の細部を規定する詳細な法令が多数出されていくことになる。たとえば服飾を例にとると、服飾政策はタイ人民とくにタイ女性に「文化」「文明」にふさわしい外見を奨励するための政策であるとみなされ、文化政策中で大きな比重を占めた。服飾に関する政策は1941年1月15日の「ラッタニヨム第10号」が起点となった。当初は具体的な規定の形はとらず、服飾政策の意味や大要が説明されることが多く、1月の段階では制服、洋装、タイ式の服飾の3点が「整った服飾」として示されているのみだった。しかし3月には、具体的にパー・チョンカベーン²⁸の着用が「文明」にふさわしくないと解釈され、パー・トゥン²⁹および洋服の着用が奨励された。6月には、「文明」にふさわしいものとして、帽子着用の指示が出されることになった [加納 1999:60-61]。服飾政策は内務省を通じて全国に徹底を期され、政策に従わなかった国民の逮捕にまでエスカレートした³⁰。

また、国家文化法に基づいて、こうした「国家文化」についての職掌を管轄する「国家文化院」が設置された。「国家文化院」は、(1) 現存する

国家文化の研究，改良，保存および向上，(2) 将来に存続させるべき国家文化の研究，改良および指定，(3) 国家文化を時代の進展に即応させること，(4) 国家文化による国民徳性の涵養に関する方法の研究および監督，(5) 国家文化に関する事項について政府に意見を上申し，その諮問に応じた実施することを職務とした³¹。また，国家文化院は(1) 徳性文化部，(2) 慣習文化部，(3) 美術文化部，(4) 文芸文化部の4部に分けられたが³²，(2)の慣習文化を「国家文化」の範疇に入れているところが，日本の「芸術」に偏向した文化政策とは大きく異なる点であり，国民の日常生活に即した文化的統合を促進するための足がかりを形成した。

スプーンやフォークの使用から，帽子の着用強制におよぶ国民の日常生活文化に直結した「国家文化」の細部を規定する詳細な法令群の多発は，こうした法的整備および行政機関の設置により，1944年7月のピブーン政権崩壊まで続いていった。

「国家建設」や国家主義，全体主義の鼓吹には，「仏暦2484年(1941年)出版法」により官憲の強権的統制管理下に置かれた新聞，出版，ラジオ等の宣伝手段が利用され，政府の意志をタイ人民の意見として浸透させていった [Phonraphirom 1977:62-75]。

また，この時期には民族の栄誉を象徴する記念建造物の建設が相次いだ。たとえば，国立競技場は1939年10月に，民主記念塔は1940年6月24日に，フランスとの領土紛争の勝利を記念する戦勝記念塔は1941年6月24日に，それぞれ建設されている。

「文化」を政策の重要な柱の一つに位置付けたピブーン政権が，敗戦色の濃くなった1944年7月に崩壊した後，ピブーン政権期の行き過ぎた「文化」政策は，後継政権による取り消しの対象とされた。総理府告示「ラッタニヨム」第1号により「Siam」より「タイ」に変換された国号も，1946年1月1日の対英終戦協定締結と同時に「Siam」に戻された³³。また，たとえば，文学者などにとくに評判の悪かった1942年のタイ文字改革についての布告は，ピブーン政権崩壊直後の1944年11月に取り消された³⁴。

(2) 対外文化政策

このように政権が重点をおいた国内文化政策に比べて、当時のタイの対外文化政策は非常に地味であり、それほど積極的な政策が実施されたわけではなかった。たとえば、タイ外務省発行の1965年までの条約集によれば、タイ政府が締結した文化協定は、日本と結んだ1942年、1955年のものしか挙げられていない [Krom sonthisanyā 1970,1975,1976,1984,1985]。これは、少なくとも1965年までは、タイが日本以外と文化協定を締結していないか、あるいは締結していても政治的にあまり重要視されていないことを意味している³⁵。文化協定の締結を対外文化政策への関心の一つの指標とするならば³⁶、タイは対外的な文化政策にはそれほど関心を持たなかったと判断される。あるいは、当時のタイの対内文化政策は、列強の仲間入りをするための「文化」・「文明」の列強国化であり、国外の視線をある程度意識していたといえることから、それ自体が「対外文化政策」であったとも見るができるかもしれない。

3, 日泰文化協定

日本とタイとの関係は、日本が国際的に孤立化していく満州事変以降、急速に親密度を増していった。満州国の扱いをめぐることは、国際連盟において日本への批難が高まるのに対し、タイ政府は唯一「棄権」を選択して日本の満州進出を容認した。また、1940年に活発化したタイと仏領インドシナの間を生じた領土紛争に対しては、日本政府が調停に乗り出して停戦に導いた。このような親近感を背景に、1941年8月16日には日本とタイはその関係をそれぞれ大使派遣に昇格させた。1941年12月8日に日本が米英に対して宣戦を布告すると、日本軍はタイ国に「平和」進駐し、マレー半島攻略やビルマ戦線への足がかりとした。12月21日には日タイ攻守同盟条約が締結され、即日発効している。こうした動きの中、タイ政府は、

少なくとも表面上は日本に歩調をあわせ、1942年1月25日に英米に宣戦を布告した。

このような政治的関係の中で、日泰文化協定に関して具体的に論じている史料は、1942年4月に最初に現れる³⁷。「四月二十四日」の手書付記がある日本国外務省外交史料館所蔵の日泰文化協定第1次修正案がこれである³⁸。修正案であるからには、それ以前の原案の存在が想像されるが³⁹、これ以前の原案については散逸しているため、日タイ文化協定についていつから外務省内で審議されていたかは不明である。ただし、この1942年4月のものと考えられる文書が、審議の初期に作成されたであろう「第1次」の修正案であることから、審議され始めた時期は1942年4月からそれほど遡らないと考えられる。一方、通常は日泰文化協定の成立によって設置されたと見られているバンコク日本文化会館の構想については、その初代館長となる柳沢の手記では、1938年11月に設置されたニューヨーク日本文化会館とともに生じたものであるとされ⁴⁰、構想は文化協定以前に別個に存在していた可能性が読みとれる〔柳沢1943:111〕⁴¹。また、その建設決定が1942年3月に新聞記事で報じられているところから見て⁴²、日タイ間に文化協定を締結しようとする動き以前に、文化会館建設案は別個に存在していたと考えるのが自然であろう。

柳沢は、バンコク日本文化会館設立準備のため、1942年4月25日に日本を立ち、サイゴンを経由して5月6日にバンコクに着いている。バンコクに着いた柳沢は石井代理大使らとともに、ウィチット外相らと会見し、設立準備の相談を行っている。柳沢は、ウィチット外相らから、そしてピブーン首相からも好意的な対応を受けたという感触を記録している〔柳沢1943:12-13,106〕。その好意の証拠として柳沢が挙げているのが建物の提供についての件である。日本文化会館と、新たに設立されるタイの国際文化機関とを並存させる施設「日泰会館」なる建物を、タイ政府が用意するというのである〔柳沢1943:107-108〕。

一方、タイ外務省の文書によれば、ウィチット外相と柳沢の間には、タ

イが「南方アジア」の文化的中心となること、また柳沢の文化施設構想を日本の主催するタイ日関係機関とタイの主催する南方アジア文化関連機関に2分すること、について合意ができたという⁴³。これによれば、日本側は「日泰会館」をタイ側が用意することを期待し、一方タイ側は日本側の構想に便乗してタイを中心とする南方アジア文化関連機関を設立することを期待しており、両者ともに施設準備の基礎部分を互に相手側に期待してしまっている構図が見えてくる。タイ外務省の理解によれば、柳沢は東京に電文を送ってこの合意案について指示を求めたが、本省はこの合意案には賛成せず、日本文化会館についての事項のみについて合意をとりつけるように指示したため、7月に一旦日本に帰国して本省の説得にあたったと、認識されている⁴⁴。

日本外務省では、柳沢がタイに出発した後、柳沢のタイ側との交渉とは無関係に日タイ文化協定案が修正を経ながら纏められていっていた。柳沢が回想するように、協定案の作成については日本が「楽屋」であり、柳沢の赴いたバンコクは楽屋における周到な準備の上のみ成り立つ「舞台」であった〔柳沢 1943:17〕。5月27日に日タイ文化協定案の第2次打合せが南洋局第2課長東光武三の呼びかけで開催され、第1次修正案をもとに審議がなされている⁴⁵。この第1次修正案は、条約局と南洋局によって作成されたもので、19条から構成されていた。協定の目的は「世界新秩序建設に相応しき大東亜文化を興隆するに努め以て世界文化の向上に寄与」することに置かれた。これは、日泰文化協定に先行する日独、日伊の各文化協定が、わずか4条で構成されており、その目的も単に両国の文化関係の増進による友好および相互的信頼関係の強化にのみ置かれているのとは大きく異なっている〔国際文化振興会 1939a, 1939b〕。内容は、日独、日伊の各文化協定が、「学術、美術、音楽、文学、演劇、映画、写真、無線放送、青少年運動、運動競技等」が一括して列挙されているにすぎないのに対して〔国際文化振興会 1939a:3-4, 1939b:43-44〕、日泰文化協定案には、文化協力、学術・文化会議の開催、学術・文化施設の設置協力、大学等におけ

る他方文化・言語の教育、教授・学者・芸術家等の交換、学生・生徒の交換、中央文化機関の設立、図書・芸術作品等の交換・充実、展覧会の開催、放送の交換、旅行団・見学団等の交換、両国混合委員会の設置といった事項について具体的な言及がなされている。とくに東京およびバンコクにおける文化（紹介）機関の設立と混合委員会の設置は、日伊、日独協定に見られないものである。それぞれの首府に置かれる両国混合委員会は、外務大臣の指名による委員長以下、関係官庁職員や学術団体等の代表者、他方の国の大使館員などによって構成され、文化協定に関連する各種事業の実施方法を協議し、その具体案を自国政府に建議し、各種斡旋を実施することが任務とされた。少なくとも年4回の開催が規定されている⁴⁶。

第2次修正案は、5月27日の第2次打合会での論議をもとに、すなわち5月27日以降に作成されたものと考えられる。第2次修正案では、協定締結の目的が、第1次修正案の「世界文化の向上に寄与」することから「新秩序文化の創造に貢献」することに変更されている⁴⁷。

第3次打合会は6月8日に開催されている⁴⁸。ここでの論議をもとに作成されたと考えられる第3次修正案では⁴⁹、条文の構成が大規模に改訂され、前修正案までの19条構成は15条構成に整理された。これは内容の削除によるものではなく、関連した内容に関する2つ以上の条文を1つの条文に整理統合したことによる。「両国混合委員会」は、「文化連絡協議会」と名称を変えている。委員会構成の細目も削除された。

第4次打合会が実施されたかどうかは記録が見当たらないが、第4次修正案は6月20日に作成されている⁵⁰。ここでは、条文の整理がより進められ、より合理的な配置になっている。

また、日付は記されていないが、日泰文化協定締結の基本方針を物語るのが「日本国『タイ』国間文化協定締結方針要綱」である⁵¹。史料綴りでは、第4次修正案のすぐ後に綴じ込まれている。表1に見られるような条文の比較によっても、「方針要綱」は、第4次修正案の影響を表現面に多く残しながら、その批准や効力などについて定めた型式は8月以降の「協

表1 日泰文化協定諸案比較表

名称	日付	条文数	前文			第11条	第12条		第12,13条 官憲	第14条		
			締結主体	目的	全権委員	文化紹介機関	文化連絡協議会	協議会 構成細目		批准	批准地	効力
第1次修正案	4/24?	19	政府	世界文化の向上に寄与	-	8 東京, バンコックに中央文化機関	17 東京バンコックに 両国混合委員会	0	-	署名の日より実施	-	-
第2次修正案	-	19	政府	新秩序文化の創造に貢献	-	8 東京, バンコックに中央文化機関	17 東京バンコックに 両国混合委員会	0	17, 18 権限 ある官憲	署名の日より実施	-	-
第3次修正案	-	15	政府	新秩序文化の創造に貢献	-	12 東京, バンコックに中央文化機関	13 東京バンコック文化 連絡協議会	-	13, 14 権限 ある官憲	署名の日より実施	-	-
第4次修正案	6/20	15	政府	新秩序文化の創造に貢献	-	12 東京, バンコックに中央文化会館	13 東京バンコック文化 連絡協議会	-	13, 14 権限 ある官憲	署名の日より実施	-	-
締結方針要綱	-	15	-	世界の新秩序に相応しき文化の創造に貢献	-	12 夫々の首府に中央文化会館	13 東京バンコック文化 連絡協議会	-	13, 14 権限 ある官憲	批准	東京	10年
「文化協定案」	8/5	15	天皇・皇帝	両国の緊密なる友好関係を一層強固にせん	(空欄)	12 他方の首府に文化会館	13 東京バンコック文化 連絡協議会	-	13, 14 権限 ある官憲	批准	東京	10年
「文化協定」	8/10	14	天皇・皇帝	両国間の友好関係を一層強固ならしめん	(空欄)	11 夫々相手国の首府に文化紹介機関	12 東京バンコック文化 連絡協議会	-	12, 13 外交 機関	批准	東京	10年
文化協定	10/28	14	天皇・皇帝	両国間に存在する友好関係を一層強固ならしめん	谷・ディレーク	11 夫々相手国の首府に文化紹介機関	12 東京バンコック文化 連絡協議会	-	12, 13 外交 機関	批准	バン コック	10年

定案」に近いことから、6月末から8月初頭までの間に作成されたものと考えられる。

根本方針として、第1に、「従来の日独、日伊、日洪、日伯の各文化協定と趣を異にし具体的に実施事項の各に付規定を設くること」が挙げられている。その理由のひとつは、「将来締結せらるべき日仏印、日比、日緬等の文化協定乃至は東亜共栄圏諸国間国際文化協定の基本型とする為」であった。また、根本方針の第2には、「規定の内容は双務的とすること」が挙げられている。ただし、その本音は、「本協定の規定内容は我国のタイ国に於ける又は同国に対する活動を主目的とするもの」であるが、「タイ国の対面を考へ規定上は双務的と為すこと適當なるへし」としている。また、批准条項を設けることが新たに挙げられている。これにより、批准、効力の規定が新設されている。第4次修正案までは署名の日より実施されるはずだったものが、批准を要するように変更された。また、第4次修正案までは効力についての規定はなかったが、新たに10年間の有効期間が設けられた。

8月に入ると、文化協定案は外務省内においてほぼまとまった。10日には「日泰文化協定」の最終案ができ、13日にはその英訳も完成している⁵²。全体では14条構成に落ち着き、締結主体は、これまでの両国政府から、日本国天皇とタイ国皇帝に改められた。全権委員、全権委任状の記述も新設された。詳細を定める機関は、「権限ある官憲」であったものが、「外交機関」に改められた。

これを受けて、8月25日もしくは26日に、東郷外相はディレーク駐日大使を呼び出してタイ日文化協定の原案を手交し、タイ政府に継送するよう依頼した [Dirék 1970: 160]。ディレークは電話でウィチット外相と話し、8月20日頃駐タイ日本大使館の石井康参事官がウィチットに面会して文化協定締結の打診を行っていたことを知った [Dirék 1970: 160]。1942年9月25日付のタイ外務省覚書では⁵³、ディレークの回想と日付が若干異なっている。それによれば、9月はじめ、石井参事官がウィチット外相に、

日本外務省が柳沢の案に承認を与えたため、ウィットに柳沢との合意に沿った協定の原案を作成するよう依頼したとされる。その2日後、ディレーク駐日大使がウィット外相に、日本に新しい省（大東亜省）が設置されること、本件も新省の管轄となってしまうため、新省設立以前9月中に日本外務省が協定原案を作成することを伝えた。その3日後、ディレーク大使より日本政府から協定原案を入手した旨を受電した。しかし原案を電文で送ると誤伝の恐れがあるため、原案は駐タイ日本大使館から受領するように依頼され、日本大使館は9月19日に原案をタイ外務省に届けた。

ディレークの回想と外務省覚書には10日ほどの日時の差異があるが、いずれにせよ、これにより、これまで日本政府内において単独で練られてきた協定案が、タイ政府に諮られ日タイ外交交渉の場に持ち出されることになった。タイ側では、柳沢との合意事項、すなわち南方アジア文化施設の設立の件が、この日本側原案に当然反映されていることを期待していた⁵⁴。しかし、この原案は柳沢のタイでの交渉とはほぼ無関係に外務省内で作成されたものであり、また柳沢自身の受け止め方もウィットらのタイ外務省側とは異なっていたために、南方アジア文化施設設立の件など、日泰文化協定案に反映されているはずもなかった。タイ外務省は、この協定が①柳沢との合意事項に触れていないことと②細目についての規定がないことに不満をもったが、大東亜省設置の時間的制約を重大視し、早期締結の方針を固めた⁵⁵。なぜなら、細目についての規定がないこの協定が締結されても、日タイ相互の「外交機関」の新たな交渉による細部の協議がなければ協定の現実化とくに文化会館設置などは実施できず、新たな交渉が必要であることに望みを繋いだからである⁵⁶。その際、8月5日段階まで「権限ある官憲」の協議によるとされてきた細部の交渉が、8月10日以降「外交機関」の協議に変更されていたことが、大きな意味をもった。タイ側は、通常「権限ある官憲」とされる部分が「外交機関」とされているのは、日本外務省が本件を大東亜省に移管せず自ら交渉を行うつもりであるからだと理解したのである⁵⁷。

11月1日の大東亜省設置によってタイとの関係が外務省の主管から外れる直前の10月28日、日泰文化協定は東京において、外務大臣谷正之と駐日大使ディレークの間で調印された。協定は、12月21日、バンコクにおいて予定通り批准され、発効した⁵⁸。10月28日のタイのラジオ放送では、日本人の心理的統一性が称揚され、日本とタイは兄弟で共に助け合わねばならないと放送された⁵⁹。1943年3月19日、文化協定成立祝賀立食宴が駐タイ日本大使官邸で開催され、ウィチット外相と坪上大使は「相手国の繁栄を祈つて杯を挙げ音楽映画を折込み歓談を続け盛會を極めた」という⁶⁰。

この文化協定は日本にとって6番目のものではあったが、「大東亜共栄圏」内における最初の文化協定となった。

バンコク日本文化会館については、1943年3月には日本大使館からタイ政府あてに公文をもって設立が通告された⁶¹。対タイ文化工作の使命を、第1に日本文化の「対泰宣揚」、第2に「タイ国人に対する直接間接の啓蒙工作」とする柳沢により〔柳沢1943:129〕、実際にはバンコクのチャオプラヤー川河畔の2階建て家屋に5月に発足したという〔市川1994:91〕。建物の手狭さから、東京では新文化センター建設が計画されたが、戦局の悪化により結局頓挫してしまった〔市川1994:91〕。市川は、この文化会館について、結局のところ日本語学級を除いてほとんど計画倒れに終わったと結論している〔市川1994:92〕。しかし、この日本語学級ですら、1942年頃からタイ語尊重運動が強化され日本語を含む外国語学習が制限されたため、変名で身分を隠して学ぶ者も少なくなかったという〔平等1943:62〕。平等はこれを「国粹主義の現れであつて外国の文化侵略を恐れる為であるらしい」と推察している〔平等1943:62〕。ピブーンの回想によれば、タイ人の日本語学習を牽制するため、公務員の外国語学習にはピブーン自身の許可を必要とするようにし、日本語学習願をすべて握りつぶしたという〔Samākhom nakkhāw hæng prathēt thai 1973:442〕。また、日本側が柳沢の報告に登場するタイ側の「国際文化機構」であると誤解した可能性のある国家文化院⁶²は、実は日本の文化進出を妨害するために設置したのだとい

う [Samākhom nakkhāw hæng prathēt thai 1973 : 440-441]。柳沢が信じていたような「日泰会館」の建設も、またそこにタイ側の「国際文化機関」とともに日本文化会館が入ることも、結局は現実化しなかった。宣伝局のサン・パッタノータイの回想記によれば、文化協定締結当初は日本がタイ文化を評価したのだと思ったが、東京から日本宣伝のラジオ放送を流してきても、バンコクからタイ宣伝の放送を日本に流すことは認められず、結局はタイのみが律儀に協定を守って日本からの宣伝の一方通行になってしまい失望したという [Sang 1956:410-411]。日本の意図した単方向の文化「交流」は、タイ側の日本への不信と不満の念を余計に煽るだけの結果に終わった。

このころ、日本はタイにおける軍費の調達のため、タイ政府と軍費交渉を進めていた。この結果、1942年6月18日には特別円決済に関する協定および借款協定が締結された [村嶋 1992 : 35]。これにより、1942年下半年以降、タイ政府は日本側から軍費を求められるたびに紙幣の増発を実施し、深刻なインフレを招いていった [村嶋 1992 : 37-38,42]。

また、1943年11月には東京において大東亜会議が開催されたが、日本政府の要請にもかかわらずピブーン首相は参加を見送り、代理としてワンワイタヤコーン親王を会議に参加させた。

次第に戦況が悪化し敗戦色が濃くなり、商品の不足、物価の高騰や連合軍の爆撃などによってピブーン政権への不満が増すと、連合軍に通じて地下で活動を行っていた自由タイ運動が活発化していった。1944年7月、議会によるピブーン政権の遷都案否決を直接的契機として、ピブーン内閣は総辞職し、クワン・アパイウォン内閣が成立する。1945年5月ランゲーンおよびベルリンの陥落以降、対日協力冷却は歴然としたものになっていく [太田 1971 : 184-187]。日本が連合国に降伏すると、タイは対英米宣戦布告を無効とする宣言をし、ついには敗戦国となることを免れた。

1945年9月11日、タイ政府は在バンコク日本大使館に対し、日本大使館および領事館の機能停止を命じて外交関係を停止させ、また戦時中締結

の条約、協定、取極の一切および戦前締結の2個の政治的条約すなわち1940年日泰間友好親善条約および1941年保証および政治的了解に関する日泰間議定書の廃棄を通告した⁶³。日泰文化協定も、戦時中に締結された条約のひとつであり、ここに廃棄されるにいたったのであった。

むすび

以上、アジア文化交流の一側面として、1942年前後の日本およびタイにおける国内文化政策および対外文化政策を概観した後、日泰文化協定を舞台として両国の国内・対外文化政策がどのように切り結んでいったかを観察してきた。

日本は、国内文化政策としては、国力に余裕があった時期には国民の日常生活とは遊離した芸術文化に特化した政策を、戦時体制の中では生活統制の心理的援護手段としての泥縄式の文化政策のみ展開してきた。いずれにせよ、日本は国内文化政策に重点を置いておらず、国民の文化的統合というような理念は意識されなかった。しかし対外文化政策には、貧困な国内文化政策に比べれば体系的な枠組みの下、積極的に取り組みを進めていった。

それに対してタイでは、ピブーン政権の国家建設政策の下、文化政策が国家の中心的主題とされ、法的枠組みを構成しつつ、国民の日常生活に密着した文化の再編に強引に取り組んでいった。国民の文化的統合、意識化された国家文化像が、服飾などの外見的具体性を伴って明確に打ち出されていった。芸術の振興というよりも、むしろ国民の生活に直接結びついたところでの文化政策が実施されていく。一方タイは、しかし対外文化政策に関しては、それほど積極的な政策を展開していったわけではなかった。

この両国が、第2次世界大戦の状況下で政治的親密性を増加させることにより、ついには文化協定を締結することになった。この1942年日泰文化協定の特徴をまとめてみると、①文化協定締結を発案したのは日本側で

あり、日本側は協定の表面上はタイの体面を考慮して双務的協定としたが、実際に想定していたのは日本のタイに対する一方的活動を主目的としたものであった。②タイは自国が「南方アジア」の中心であることを日本に認めさせる目的もあって協定締結に合意した。③しかしタイ側の②の意向は日本側協定原案には反映されずタイは不満を募らすものの、大東亜省新設に伴う焦燥感に煽られる形で消極的に協定を締結した。④結局、戦局の悪化もあって、文化協定も日本文化会館もそれほどの効果を挙げることはできないまま、敗戦によって文化協定は廃棄されてしまった。

では、日泰文化協定は、日本・タイそれぞれの国内文化政策にどのような影響をもたらしたのだろうか。日本は戦局の悪化と、タイを啓蒙するという過剰な自信と、そして何より国内文化政策推進への消極性から、タイとの文化交流により自国文化を再構成していく現実的な方途はなかった。タイの場合には、テムスックは、日泰文化協定を、世界列強がタイ文化をついに認めたとするタイ人への心理的励ましになったとする肯定的な見方も出している一方 [Thamsook1978:246-247]、ピブーン政権の文化政策が、タイの由緒ある高い文化・文明を日本に対して示すことで見下されないようにし、また日本文化がタイに流入することを防ぎ牽制する意味があったとするピブーン自身の説を引用している [Thamsuk 1976:146-147]⁶⁴。また、吉川は、タイ文化の洋風化に努めていたピブーンが、タイの伝統舞踊や絵画彫刻育成に目を向け 1943 年に芸術大学を設立し、伝統楽器による楽団を編成し、東北タイのフォークダンス「ラム・ウォン」を流行させたりしたのは、日タイ文化協定により日本文化会館が設立され日本文化が紹介され出したのに対抗する意味があった可能性を示唆している [吉川 1982:380]。

Thamsuk や吉川の見解が正しければ、日泰文化協定と日本文化会館によるタイに対する日本文化紹介は、タイの国内文化政策の推進に期せずして拍車をかける結果を生んだといえる。もちろんピブーン政権の国内文化政策は、日泰文化協定成立以前の 1941 年にはすでにひとつのピークを迎え

ていることを考えれば、日タイ間の政府間の「文化交流」がタイ国内の文化政策に多大な影響を与えたとはいえないだろうが、吉川の示唆するように国内文化政策の方向性を変化させるなど何らかの影響を与えた可能性はある⁶⁾。タイ政府は日本の積極的な対外文化政策による文化進出に対して危機感を覚え、外国文化の進出に直面して「タイ文化」を強固に意識化し実体化することによって日本文化がタイ国民を席卷することを抑止しようとする文化「防衛」意欲を掻き立てられる形で、国内文化政策を進めたことになる。一方タイ側は、日泰文化協定に規定されているように日本に文化会館を開くこともできず、日本に対する文化「攻勢」に出ることもなかった。

国内文化政策、対外文化政策を総合的に捉えて文化政策を分析してみると、対外文化政策をより重視した日本と、国内文化政策をより重視していたタイとは、政府主導の文化交流を実施しても、結局のところ相互に噛み合わなかったことがわかる。

日本や列強国は、対外膨張のために「対外文化政策」に重点をおいたため「文化協定」の締結にも熱心であったが、タイはむしろ国民国家の建設・維持が優先課題であったため対内文化政策に重点を置いており「文化協定」締結をはじめとする対外文化政策に真摯な必要性を感じていなかったのだと考えられる。特に日本は、国内文化政策を軽視していたため、国内文化政策に裏打ちされていない、中身の無い対外文化政策を展開するしかなかった。国力に余裕があれば、歌舞伎や能などいわゆる「日本の伝統文化」の紹介に落ち着いていただろう。これらも、日本国民の日常生活とはほとんど関連をもたず、実際に国際文化交流の中で、どれほど意味があったかは疑問である。さらに、国力に余裕がなくなり情勢が逼迫してくると、文化外交として実施できる選択肢として残されるのは日本語教育のみになった。戦局の悪化の中、バンコク日本文化会館が日本語学級しか展開できなかったのは、だから社会情勢の圧迫によるだけではなく、より根源的な日本の対外文化政策の理念に問題があったともいえる。

一方タイは、自国の文化的国民統合を成し遂げ「文明国」の仲間入りをするために、「国家文化」の形成に夢中であった。まずは育成中の自国の「国家文化」の保護こそ文化政策上の最優先課題であり、悪意はなくとも外国文化の進出は「国家文化」に脅威を与える「文化侵略」として認識されがちになり、文化交流の美辞麗句より文化の防衛に重点をかけることになる。

このような視点に立てば、日本の主動によって締結された日泰文化協定は、その所期の目的である「両国間の文化関係を更に増進」することによる友好関係の一層の「強固」化を果たすことはできず、むしろ両国間の摩擦を増加させるだけの皮肉な結果に終わってしまったとも見える。それは当時の戦局悪化状況ばかりによるのではなく、むしろ両国政府文化交流政策の接点の構造的矛盾によるものであったと考えられるのである。

注

- 1 国際関係論の立場から、たとえば平野編 [1999] に代表されるような平野健一郎らの一連の研究が顕著である。また桜井光堂 [1965] は、政策学の立場から、「国際文化政策」について理論的に論じている。
- 2 文化協定の流れについては、Dollot [1965] や Mitchell [1990] の研究に詳しい。
- 3 Mitchell [1990:14, 115-120] や桜井 [1965:51-52], Dollot [1965:39-40] は、両者の関係について理論的な立場から、あるいは実務的な立場から考察している。
- 4 国内における「文化政策」とは、UNESCO の定義によれば「一定の時間において当該社会に入手しうる全ての物質的および人的資源の最適な利用を通じて、ある文化的要求を満たすことをめざす、ある社会における意識的かつ慎重な利用、行為、もしくは行為の欠如の総体」のことをいう [UNESCO, 1969:10]。
- 5 Hobsbawm らの「伝統の創造」についての研究は、このように近代国民国家の中での文化の問題について意識した研究の中で高く評価されている [Hobsbawm & Ranger 1992]。また Anderson の『想像の共同体』において指摘される「国民」の虚構性についての問題にも、文化が深く関わっている [Anderson 1987]。文化ナショナリズムについては、Hutchinson の研究がある [Hutchinson 1987]。日本では、たとえば西川らによる近代日本の国民国家形成と文化との

関連についての問題関心からの研究や〔西川ほか編 1995〕、文化ナショナリズムについての社会学的分析として吉野の研究などがある〔吉野 1997〕。文化人類学の立場からも、文化に対する政府の関与についてたとえば鏡味〔2000〕の研究などがある。

- 6 タイでは、第2次世界大戦期のピブーン政権において文化政策が政治的に重要視されてきたことが知られている。タイ現代史を扱った論文には、この文化政策について必ず触れられている。タイの近現代文化政策史を中心的に扱ったものとして Reynolds (ed.)〔1991〕や Mulder〔1997〕などが挙げられる。ほかに Thæmsuk〔1976〕、Thamsook〔1977,1978〕、Charnvit〔1974〕、吉川〔1982〕、Reynolds〔1993〕などが第2次世界大戦期の日タイ関係を論じる上でピブーン政権の文化政策にも言及している。
- 7 Thæmsuk と Thamsook は同一人物であるが、英字での氏名表記とタイ文字表記のアルファベット翻字法による表記との差が生じている。
- 8 文学者岸田国土の文化部長就任については、渡辺〔1982:164-194〕に詳しい。文化部長としての岸田の抱負は、昭和研究会において東亜新秩序論の理論化に取り組んだ三木清らと共通するものであったという〔渡辺 1982:164-194〕。
- 9 日本の対中国文化政策については、Teow〔1999〕などに詳しい。文化事業部の官制の変化については河村一夫〔1967〕や外務省百年史編纂委員会〔1969〕を参照。
- 10 中国側が「対支」という冠詞を好まないためにこの機会にこれが省かれたが〔河村 1967:86〕、この時点では、業務が中国以外に対する文化事業にまで広がったわけではない。
- 11 国際文化振興会については芝崎〔1999〕に詳しい。
- 12 その業務は、予算から見れば、たとえば国際文化振興会、国際学友会、国際映画協会、日仏会館、日独文化協会への補助などが挙げられる〔河村 1967:92〕。
- 13 文化事業部第3課箕輪三郎事務官の研究を纏めたものである〔外務省文化事業部 1938:まへがき〕。
- 14 大政翼賛会文化部長であった岸田は、パンフレット『文化の新体制』の中で、「香り高い日本文化の伝統をもう一度現代の生活の中に生かし、一方海外文化の長所を吟味採択し、その上に立つて、ほんたうにわが民族の天賦を誇り得る、東亜新文化の樹立を先づ完成することが急務」であると述べており〔岸田 1940:6〕、国内・対外両面にわたる文化政策の必要性を認識していたことを感じることができる。同様に三木清も、文化政策あるいは「文化の発展」においては外国文化との接触によりその長所を得て日本文化を再構成する必要性を論じている〔三木 1940:15〕。ともに、文化を他国に進出させることにより文化的ヘゲモニーを握ろうとする輸出型であるよりは、他国の文化の長所を取り入れて日本文化を再構成しようとする輸入型の認識であることは興味深い。

- 15 日洪文化協定については百瀬 [1984] に詳しい。
- 16 政治史の中ではそれほど紙幅を割かれていないが、文化協定締結の記念に出版された2冊の小冊子、国際文化振興会 [1939a, 1939b] にそれぞれの協定全文、政府の声明、協定成立記念会の講演などが収録されている。
- 17 このような文化協定締結の流れに並行して、日本政府は各国との文化交流施設の設定も実施している。1938年11月にはニューヨークに日本文化会館を設立した。館長には内務省出身の前田多門（のちの文部大臣）があたった [前田 1947: 202]。
- 18 ウィットンの文化政策への貢献については、Barme [1993] に詳しい。
- 19 ビブーン政権のいう「文化」は、「仏暦 2485 年国家文化法」第 4 条によれば、「美しい繁栄発展、整然、国民の進歩団結、および民衆の良い道徳を表明する状態を意味する」と規定されている [Rāchakitḥānubēksā 1942 (59-63) : 1745]。
- 20 英語では“national convention”と称すると公式に規定されている。日本語では、当時の記事においては「国民信条」という訳語が使用されている。
- 21 1, 国, 人民, および国籍の名称使用について (1939.6.24.), 2, 国家に起こるであろう危機の防止について (1939.7.3.), 3, タイ人民の呼称について (1939.8.2.), 4, 国旗, 国歌, 国王讃歌の尊重について (1939.9.8.), 5, タイ人民に努めてタイ国内において産したか生産された使用品 食料品を使用させる件について (1939.11.1.), 6, 国歌の旋律および歌詩について (1939.12.10.), 7, タイ人民に協力して国家建設するよう呼び掛ける件について (1940.3.21.), 8, 国王讃歌の改訂について (1940.4.26.), 9, タイ語と文字および善き市民の義務について (1940.6.24.), 10, タイ人民の服飾について (1941.1.15.), 11, タイ人の日常業務について (1941.9.9.), 12, 子供と老人への援助について (1942.1.28.)
- 22 Rāchakitḥānubēksā 1940 (57) : 518
- 23 Rāchakitḥānubēksā 1940 (57) : 519
- 24 Rāchakitḥānubēksā 1940 (57) : 520
- 25 「仏暦 2485 年国家文化育成法 (第 3 版)」も 8 月 25 日に公布されているが、これはその管轄の変更についてのみ改正している [Rāchakitḥānubēksā 1942 (59-57) : 1598-1600]。
- 26 Rāchakitḥānubēksā 1942 (59-29) : 906
- 27 Rāchakitḥānubēksā 1942 (59-63) : 1746-1747
- 28 下半身を覆う着衣の一形態。腰に巻いた布の端を棒状に巻いて股の間に通し、その先端を背腰のところに差し込んで着る。
- 29 下半身を覆う着衣の一形態。両端を縫い合わせた腰布に足を通し腰に巻いて着る。

- 30 ピブーン政権期における服飾政策の展開については、別稿を用意している。
- 31 Rāṭchakitḥānubēksā 1942 (59-63) : 1747
- 32 Rāṭchakitḥānubēksā 1942 (59-63) : 1748
- 33 1949年5月11日、国号は再びタイに変更されている。
- 34 Rāṭchakitḥānubēksā 1944 (61-68) : 1042
- 35 タイ外務省発行の条約集は、現在効力のあるなしに関わらずタイ国が締結した2国間条約について「すべてを」収集することをその使命にしている [Krom Sonthisanyā læ kotmāi 1970 : (1)]。
- 36 アングロ・サクソン系の国々は、政府の文化活動の権威を認めていない慣行等から文化協定締結に消極的であったという [Dollot 1965 : 19-20]。しかしタイは、上述のように国内文化政策を展開したのであるから、政府が文化に介入することに歯止めがかかったため文化協定を締結しなかったとは考えられない。
- 37 タイ国立公文書館には、これより先の1942年1月に「タイ日間文化振興」の件についての文書が存在するが、これは日本の国際学友会からタイ教育省にあてて打診のあった日タイ間文化振興のための教員、学生交換についての文書である [タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/10]。
- 38 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 条約局・南洋局「文化的協力に関する日本国『タイ』国間協定 (第1次修正案)」
- 39 「四月二十四日」の手書付記の横には、「原案ハ柳沢公使ニ二十三日手交」の手書付記がある。この「原案」は、おそらく第1次修正案以前のものだろう。なお、柳沢公使とは、バンコク日本文化会館館長に就任予定であった柳沢健のことである。
- 40 ニューヨーク日本文化会館 (Japan Institute) は、ロックフェラー・センターに1938年に開設された日本文化紹介施設であり、館長には内務省出身の前田多門 (のちの文部大臣) が着任した [前田 1947 : 202-207]。就任については国際振興会から前田に対して打診があり、前田が就任を承諾したのが1938年夏のことであった [前田 1947 : 202]。
- 41 柳田はバンコクを含む日本文化会館の構想が「七、八年前すでに外務当局および国際文化振興会当局の頭にあつた」と書いているが [柳沢 1943 : 111]、この「七、八年前」の基点を設立準備時もしくは執筆時の1942、3年頃と考えると1935年頃には構想が生じていたことになる。
- 42 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 1942年3月28日付東京日々新聞「日本文化の殿堂」、1942年4月10日付朝日新聞「文化交流の春開く」
- 43 タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/21, 外務省「タイ日間文化協定についての外務省覚書」1942年9月25日
- 44 タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/21, 外務省「タイ日間文化協定についての外務省覚書」1942年9月25日

- 45 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 日タイ文化協定案第二回打合せ案内
- 46 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 条約局・南洋局「文化的協力に関する日本国『タイ』国間協定（第一次修正案）」
- 47 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 条約局・南洋局「文化的協力に関する日本国『タイ』国間協定（第二次修正案）」
- 48 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 「日『タイ』文化協定案第三次打合せ開催の件」
- 49 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 条約局・南洋局「日本国『タイ』国間協定第四次修正案」1942年6月20日
- 50 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 条約局・南洋局「日本国『タイ』国間協定第四次修正案」1942年6月20日
- 51 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 「日本国『タイ』国間文化協定締結方針要綱」
- 52 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 「Cultural Agreement Between Japan and Thailand」1942年8月13日
- 53 タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/21, 外務省「タイ日間文化協定についての外務省覚書」1942年9月25日
- 54 タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/21, 外務省「タイ日間文化協定についての外務省覚書」1942年9月25日
- 55 タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/21, 外務省「タイ日間文化協定についての外務省覚書」1942年9月25日
- 56 タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/21, 外務省「タイ日間文化協定についての外務省覚書」1942年9月25日
- 57 タイ国立公文書館 (3) SR. 0201.55/21, 外務省「タイ日間文化協定についての外務省覚書」1942年9月25日
- 58 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 外務省条約局『条約集』20-53 (642)
- 59 タイ国立公文書館 (2) SR. 0201.18.1/6, 「1942年10月28日ラジオ放送マン・チューチャート氏とコン・ラックタイ氏の会話台本」
- 60 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 1943年3月30日坪上大使発青木大東亜大臣宛電文第565号「日『タイ』文化協定成立祝賀の件」。なお、1943年11月、日泰文化協定締結1周年記念の懸賞論文がタイで募集された。課題は「タイ文化の使命」と「タイ若人の抱負」であった [Krom Khōtsanakān 1943: 1121]。芝崎は1944年日本において実施された締結2周年記念懸賞論文募集について、その題目が「日本文化の使命」、「日本若人の抱負」であったことから、「およそ2国間の文化協定を記念する懸賞論文にふさわしくない題目」であるとして「本懸賞論文は、そのまま当時の日泰関係の本質を象徴している」と見るが [芝崎 1999: 171], タイにおいて同様の懸賞論文募集が実施されていたことを考えれば必ずしもそうはいきれまい。

- 61 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 1943 年 3 月 4 日坪上大使発青木大東亜大臣宛電文第 398 号『タイ』側に文化会館設立通告の件
- 62 外務省外交史料館 B1.0.0. J/SI2, 1942 年 8 月 19 日坪上大使発東郷外務大臣宛電文第 1762 号「国立文化会館設立の件」
- 63 外務省外交史料館 A'1.2.1.1., 管理局経済課「日本国に対するシャム国の国際法上の地位に関する考察」, 昭和 23 年 4 月 30 日
- 64 タイ人が和装になったり箸を使ったりするようになることを例にあげている。
- 65 こうした可能性については、タイの国内文化政策についてのより深い研究による専論が必要にならう。筆者の次の課題である。

参考文献

一次史料

- ・日本国外務省外交史料館史料
 - A'1.2.1.1, 日本・タイ間外交関係雑集
 - B1.0.0. J/SI2, 日タイ文化協定関係一件
 - B'5.6.0. J/TH1, 日本・タイ文化協定関係一件
- ・タイ国立公文書館史料
 - (2) SR. 0201.18.1/6, マン・チューチャート氏とコン・ラックタイ氏の会話台本 1942 年 6 月から 10 月
 - (3) SR. 0201.55/10, タイ日文化振興
 - (3) SR. 0201.55/21, タイ日間文化協定
- ・Rāṭchakitḥānubēksā. [官報] vol. 57 ~ 61. 1940 ~ 44
- ・平等通照, 1943, 「盟邦タイ国の新建設」『新亜細亞』5-10
- ・Dirēk Chaiyānām. 1970. Thai kap Songkhram khrang thī 2 [タイと第 2 次世界大戦]. Bangkok : Thaiwathanāphānit.
- ・外務省文化事業部, 1938, 『外交の新しき指標 : 文化協定の話』
- ・岸田国土, 1940, 『文化の新体制』大政翼賛会宣伝部
- ・国際交流基金, 1973, 『文化協定・交換公文集』国際交流基金
- ・国際文化振興会, 1939a, 『日独文化協定』国際文化振興会
- ・国際文化振興会, 1939b, 『日伊文化協定』国際文化振興会
- ・Krom Khōtsanakān. [宣伝局] 1942. Pramuan Kham prāsai læ Sunthonraphot khōng Phanathan ḥōmphon P. Phībūnsongkhram Nāyokratthamontrī phūnam khōng chāt (chabap thī 2) [民族の指導者総理大臣ピブーンソリンクラム元帥閣下の談話・演説集 (第 2 冊)]. Bangkok : Krom Khōtsanakān.

- ・ Krom Khōtsanākān. [宣伝局] 1943. Khāw Khōtsanākān. [宣伝時報] 6-12.
- ・ Krom Sonthisanyā læ kotmāi Krasuang kāntāngprathēt [外務省条約法制局]. 1970, 1975, 1976, 1984, 1985. Sonthisanyā læ Khwāmtoḥlong thawiphākī rawāng prathētthai kap tāngprathēt læ ongkārāwāngprathēt. [タイ国と外国および国際機関との2国間条約および協定] Vol. 4～8.
- ・ 前田多門, 1947, 『山莊静思』羽田書店
- ・ 三木清, 1940, 「文化政策論」『中央公論』55-12. pp. 4-15.
- ・ Samākhom nakkhāw hæng prathēt thai [タイ国記者協会] (ed.). 1973. Burang ræk prachāthippatai [民主主義の端初]. Bangkok: Samākhom nakkhāw hæng prathēt thai.
- ・ Sang Phatthanothai. 1956. Khwāmnuḥk nai Krong khan [獄中随想]. Bangkok: Sam nakphim khlāngwitthayā.
- ・ 柳沢健, 1943, 『泰国と日本文化』不二書房
- ・ 横山正幸, 1944, 「日仏印文化交換に就て」『日仏文化』新第9号, pp. 329-339.

参考文献

- ・ Anderson, Benedict. 1987, (白石隆ほか訳) 『想像の共同体』リプロポート
- ・ Barne, Scot. 1993. Luang Wichit Wathakan and the Criation of a Thai Identity. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- ・ Charnvit Kasetsiri. 1974. “The First Phibun Government and Its Involvement in World War II.” The Journal of the Siam Society. 62-2. pp. 25-88.
- ・ Dollot, Louis, 1965 (三保元訳) 『国際文化交流』白水社
- ・ 外務省文化事業部, 1972, 『国際交流の現状と展望』大蔵省印刷局
- ・ 外務省百年史編纂委員会, 1969, 『外務省の百年 (上・下)』原書房
- ・ 平野健一郎編, 1999, 『国際文化交流の政治経済学』勁草書房
- ・ Hobsbawm, Eric J. and Ternce Ranger (eds.) 1992, (前川啓治ほか訳) 『創られた伝統』紀伊国屋書店
- ・ Hutchinson, John. 1987. The Dynamics of Cultural Nationalism : The Gaelic Revival and the Creation of the Irish Nation State. London : Allen & Unwin.
- ・ 市川健二郎, 1994, 「日泰文化協定をめぐる異文化摩擦」『大正大学研究紀要』79, pp. 1-17.
- ・ 鏡味治也, 2000, 『政策文化の人類学：せめぎあうインドネシア国家とバリ地域住民』世界思想社
- ・ カモン・ペンスリヌクン, 1988, 「太平洋戦時中タイの外交 (一, 二)」『法学論叢』123-4 (pp. 22-47), 124-1 (pp. 64-90)
- ・ 加納寛, 1999, 「日本人の記録にみるバンコク女性服飾変化：1930-1944」『文明21』2, pp. 55-67.
- ・ 柏木博, 1998, 『ファッションの20世紀：都市・消費・性』日本放送出版協会

- ・河村一夫, 1967, 「対支文化事業関係史:官制上より見たる」『歴史教育』15-8, pp. 80-95.
- ・岸本昌也, 1995, 「日タイ『宗教』外交の展開:昭和18年仏舎利奉還をめぐって」『政府と民間:対外政策の創出』山川出版社, pp. 282-322
- ・Mitchell, J. M., 1990 (田中俊郎訳)『文化の国際関係』三嶺書房
- ・百瀬宏, 1984, 「新興東欧諸小国と日本」入江昭, 有賀貞編『戦間期の日本外交』東京大学出版会
- ・Mulder, Niels. 1997. Thai Images: The Culture of the Public World. Chiang Mai: Silkworm Books.
- ・村嶋英治, 1992, 「日タイ同盟下の軍費交渉 1941-1944」『東南アジア:歴史と文化』21, pp. 30-64.
- ・根本昭ほか, 1996, 『文化政策概論』晃洋書房
- ・西川長夫, 松宮秀治編, 1995, 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社
- ・西野順次郎, 1984, 『新版増補日タイ四百年史』時事通信社
- ・太田一郎監修, 1971, 『日本外交史 24 大東亜戦争・戦時外交』鹿島研究所出版会
- ・Phonraphirom Iamtham. 1977. Botbāt thāng Kānmurang khōng Nangsūphim Thai tangtā Kānplianplāng kānpokkhōng P. S. 2475 thūng sinsut Songkhramlōk khrangthī 2. [1932年政変から第2次世界大戦終結までのタイにおける新聞の役割] Bangkok: Samākhom sangkhommasāt hæng Prathētthai.
- ・Reynolds, Bruce. 1993. Thailand and Japan's Southern Advance 1940-45. Hampshire: Macmillan.
- ・Reynolds, Craig J. (ed.). 1991. National Identity and Its Defenders: Thailand, 1939-1989. Victoria: Centre of Southeast Asian Studies, Monash University.
- ・桜井光堂, 1965, 『国際文化政策』誠信書房
- ・芝崎厚士, 1999, 『近代日本と国際文化交流:国際文化振興会の創設と展開』有信堂
- ・Teow, See Heng. 1999. Japanese Cultural Policy Toward China, 1918-1931. Cambridge: Harvard Univ. Asia Center
- ・Thamsook Numnonda. 1977. Thailand and Japanese Presence, 1941-45. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- ・Thamsook Numnonda. 1978. "Phibulsongkhram's Thai Nation Building Programme during the Japanese Military Presence, 1941-1945." Journal of Southeast Asian Studies. 9-2. pp. 234-247.
- ・Thāmsuk Numnon. 1976. "Murang Thai Yuk chura phūnam. [指導者信頼時代のタイ国]" Wārasān Thammasāt [タマサート雑誌]. 6-1. pp. 120-147

- ・寺出浩司，1994，『生活文化論への招待』弘文堂
- ・UNESCO. 1969. Cultural Policy: A Preliminary Study. Paris: UNESCO
- ・渡辺一民，1982，『岸田国土論』岩波書店。
- ・吉川利治，1982，「タイ国ビブーン政権と太平洋戦争」『東南アジア研究』19-4 pp. 363-387
- ・吉野耕作，1997，『文化ナショナリズムの社会学』名古屋大学出版会

参考：日本国「タイ」国間文化協定

大日本帝国天皇陛下及

「タイ」国皇帝陛下ハ

両国文化ノ本然ノ特質ヲ相互ニ尊重シツツ緊密ナル協力ノ下ニ両国間ノ文化関係ヲ更ニ増進セシメ以テ東亞文化ノ興隆ニ寄与スルニ努メ併セテ幸ニ両国間ニ存在スル友好関係ヲ一層強固ナラシメンコトヲ欲シ

之ガ為文化協定ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全権委員ヲ任命セリ

大日本帝国天皇陛下

外務大臣谷正之

「タイ」国皇帝陛下

日本国駐割「タイ」国特命全権大使「ナイ、ディレック、チャイヤナム」

右各全権委員ハ互ニ其ノ全権委任状ヲ示シ之ガ良好妥当ナルヲ認メタル後左ノ諸条ヲ協定セリ

第一条 締約国ハ両国間ノ文化関係ノ基礎ヲ堅実ナラシメ以テ両国相互ノ認識及理解ヲ深カラシムル様努力スベク且之ガ為文化ノ有ラユル部門ニ互リ最モ緊密ナル協力ヲ為スベシ

第二条 締約国ハ両国ノ文化ノ向上発展ニ付審議スル為ノ文化会議ヲ隨時ニ開催シ及右目的ヲ有スル会議ヲ助成スルニ努ムベシ

第三条 締約国ハ両国間ノ文化関係ノ増進ニ資スベキ施設ノ設置，維持及発展ニ努メ且之ガ為相互ニ能フ限り便宜ヲ供与スベシ

前項ノ施設ハ學術其他ノ文化ニ関スル団体，研究所，図書館，博物館，学校及衛生福祉施設ヲ含ムモノトス

第四条 締約国ノ一方ハ自国ノ大学ニ於ケル他方ノ文化ニ関スル講座ノ設置，維持及充実に特別ノ考慮ヲ払フベシ

締約国ノ一方ハ自国ノ適当ナル各種ノ学校ニ於ケル他方ノ国語ノ教授ニ特別ノ考慮ヲ払フベシ

締約国ハ両国ノ文化ニ関スル講義又ハ講演ヲ為サシムル為教授，学者及

1942 年日泰文化協定をめぐる文化交流と文化政策

- 専門家ノ定期交換、派遣又ハ招聘ニ特別ノ考慮ヲ払フベシ
締約国ハ前三項ノ規定ノ実施ニ付相互ニ能フ限り便宜ヲ供与スベシ
- 第五條 締約国ハ両国ノ協議決定スル所ニ従ヒ両国ノ文化ヲ研究セシムル目的ヲ以テ研究員、学生及生徒ノ定期交換、派遣又ハ招致ヲ行フベシ
締約国ハ実務見習生及短期講習生ヲ交換、派遣又ハ招致スルニ努ムベシ
締約国ハ前二項ノ規定ノ実施ニ付能フ限り便宜ヲ供与シ且奨学資金ノ設定ニ考慮ヲ払フベシ
締約国ノ一方ハ自国ノ文化研究ノ為来レル他方ノ学者及専門家ニ対シ同様ノ便宜ヲ供与スベシ
- 第六條 締約国ハ両国間ノ文化関係ノ増進ニ寄与スベシト認ムル著述家、芸術家及宗教家等ノ活動ヲ奨励シ且此等ノ者ヲ交換、派遣又ハ招聘スルニ努ムベシ
締約国ハ両国間ノ文化関係ノ増進ニ寄与スベシト認ムル演劇舞踊及音楽ノ上演ヲ奨励シ且之ニ従事スル個人及団体ヲ交換、派遣又ハ招聘スルニ努ムベシ
- 第七條 締約国ノ一方ハ自国ニ於ケル出版物、映画、幻灯、写真、音盤及楽譜ニシテ両国相互ノ認識及理解ノ増進ニ寄与スベシト認ムルモノヲ能フ限り多数且頻繁ニ他方ニ供給スルニ努ムベク他方ハ此等ノモノガ自国ニ於テ有効ニ利用セラルル様其ノ保存、頒布、上映及展示ニ特別ノ考慮ヲ払フベシ
締約国ハ自国ニ於ケル出版物及芸術作品ニシテ相手国ニ紹介スル価値アリト認ムルモノノ表ヲ交換スベク且適當ナル方法ニ依リ此等ノモノヲ紹介及普及スルニ努ムベシ
締約国ハ前記出版物及芸術作品ノ翻訳及複製ニ関シ必要ナル斡旋及助成ヲ為スニ努ムベシ
締約国ノ一方ハ自国ノ図書館及博物館ニ他方ニ関スル図書及展覽資料ヲ増加スルニ努ムベク且此等施設ノ利用ニ関シ他方国民ニ対シ能フ限り便宜ヲ供与スベシ
- 第八條 締約国ハ両国ノ學術、美術及工芸ニ関スル相互ノ認識及理解ヲ増進スル目的ヲ以テ隨時ニ展覽会ヲ開催シ及右目的ヲ有スル展覽会ノ開催ニ関シ必要ナル斡旋及助成ヲ為スニ努ムベシ
- 第九條 締約国ノ一方ハ自国ノ放送局ヲシテ他方ニ向ケ定期放送ヲ行ハシメ且他方ノ定期放送ヲ中継セシムベシ
締約国ノ一方ハ自国ノ放送局ヲシテ隨時ニ講演、演芸、音楽等他方ノ文化ニ関スル放送ヲ行ハシムベシ
- 第十條 締約国ハ両国民交驩ノ為青少年団及運動競技選手ヲ交換、派遣又ハ招致スルニ努ムベシ

締約国ハ両国相互ノ認識及理解ヲ増進スル為観光旅行団及見学旅行団ヲ交換、派遣又ハ招致スルニ努ムベシ

締約国ハ前二項ノ規定ノ実施ニ付相互ニ能フ限り便宜ヲ供与スベシ

第十一条 締約国ハ両国間ノ文化關係ノ増進ニ寄与セシムル為夫々相手国ノ首府ニ文化紹介機關ヲ設置スルニ努ムベク且右機關ノ事業ニ対シ相互ニ能フ限り便宜ヲ供与スベシ

第十二条 締約国ハ本協定ノ実施ニ関シ両国間ノ連絡ニ当ラシムル為東京及「バンコック」ニ文化連絡協議会ヲ設置スベシ

右協議会ノ組織及運用ニ関スル細目ハ締約国ノ外交機關之ヲ協議決定スベシ

第十三条 本協定ノ実施ニ関スル細目ハ締約国ノ外交機關之ヲ協議決定スベシ

第十四条 本協定ハ批准セラルベク且其ノ批准書ハ成ルベク速ニ「バンコック」ニ於テ交換セラルベシ

本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ之ヲ実施シ且同日ヨリ十年間引続キ効力ヲ有スベク又締約国ノ一方ガ本協定ヲ終了セシムルノ意思ヲ右十年ノ期間滿了ノ一年前に他方ニ通告セザル場合ニハ本協定ハ締約国ノ一方ガ其ノ廃棄ノ通告ヲ為シタル日ヨリ一年ノ期間ノ滿了ニ至ル迄引続キ効力ヲ有スベシ

右証拠トシテ各全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十七年十月二十八日即チ仏曆二千四百八十五年十月二十八日東京ニ於テ日本文及「タイ」文ヲ以テ本書二通ヲ作成ス

谷正之 (印)

ディレック、チャイヤナム (印)

Cultural Agreement between Japan and Thailand 1942 : A Reflection on Cultural Relations and Cultural Policies

Hiroshi KANO

Summary

The purpose of this paper is to place the Cultural Agreement between Japan and Thailand of 1942 into the historical context of Japanese and Thai cultural policies.

The material in this paper is delivered mainly from documents of the Diplomatic Record Office of the Ministry of Foreign Affairs of Japan and Thai National Archives.

First, I observed Japanese government's internal and foreign cultural policy before and in 1942. The Japanese government did not put emphasis on the internal cultural policy, nor were they concerned with national cultural integration. On the other hand, Japan had actively advanced foreign cultural policy to expand their influence to foreign countries.

Secondly, I observed the Thai government's internal and foreign cultural policy before and in 1942. Under the Phibun regime's "nation building" policy, the Thai government regarded cultural policy as one of the priority themes, and forcibly tried to reorganize the "national culture". The "national culture" was related to the people's daily life, and its image was visibly reinforced through many cultural policies like the dress policy. On the other hand, Thai government did not put emphasis on the foreign cultural policy or cultural propaganda in

foreign countries. One can say the Thai internal cultural policy itself was a “foreign cultural policy” in the sense that the Thai government was conscious of the foreign eyes upon the Thai “national culture” and “civilization”.

Thirdly, I observed how these two countries' cultural policies crossed with each other on the stage of the cultural agreement. Japanese and Thai governments concluded the cultural agreement under the rising political intimacy in the early 1940s. The points covered in this cultural agreement include the following : ①Japan proposed one initiated the agreement and desired only Japanese unilateral action over Thailand, though bilateral actions were apparently incorporated in the text of the agreement. ②Thailand agreed to making the cultural agreement with Japan. One of the reasons for this was that Thailand wanted Japan to admit that Thailand was the center of “South Asia”. ③ Japan, however, made the draft, disregarding the intentions of Thailand. The Thai government externally agreed to the proposal, but obstructed the realization of the agreement on the seamy side. ④Ultimately, the cultural agreement between Japan and Thailand could not reach it's anticipated results. It was abrogated immediately after the end of the WW II .

In conclusion, The cultural diplomacy between Japan and Thailand did not gear with each other. The reason for this is not only the serious war situation, but also the conflict between the cultural policies of these two governments. Japan gave priority to the foreign cultural policy to expand their influence to foreign countries. On the other hand, the Thai government gave priority to the internal cultural policy to form her “national culture” and “civilization”. The Thai government recognized Japanese positive foreign cultural policy as a cultural invasion, menacing Thailand forming “national culture”. The Thai government advanced its cultural defenses. The cultural Agreement could not, therefore, accomplish its written aim, “strengthening friendship between two countries”, but instead increased the frictions between Japan and Thailand.